

指定管理者の更新等に関する基本方針 (平成19年11月策定)

趣旨

平成15年6月の地方自治法の一部改正を受け、本県においても数多くの施設に指定管理者制度を導入しているところであるが、今後これらの施設で、指定期間の満了、指定管理者の更新を迎えることから、更新手続きを円滑に進めるため、更新に当たっての基本的な考え方を定め、これを基本に更新手続きを進めるものとする。

また、指定管理者に指定取消があった場合の基本的な考え方、現行直営で管理運営している施設及び今後新たに設置される施設への指定管理者制度の導入に当たっての基本的な考え方についても、今回あらためて定め、これを基本に指定管理者指定の手続きを進めるものとする。

指定管理者更新の手続き

第1 指定管理者更新の決定

現行の指定期間が終了する前年度に、それまでの公共施設評価（別制度により実施する同種の評価を含む）の結果、指定管理者のモニタリング結果等を踏まえ、当該施設のあり方、管理運営のあり方について再検討を行い、指定管理者更新の是非を決定する。

第2 指定管理者更新の手続き

指定管理者を更新するとした施設は、次により更新手続きを進める。

1 指定管理者の選定期間

現行の指定期間が終了する年度に選定を行う。

2 指定管理者に関する基本的事項

(1) 管理する施設の範囲、業務の範囲及び管理の基準

公共施設評価結果、指定管理者のモニタリング結果等を踏まえ、指定管理者が管理する施設の範囲や業務の具体的範囲及び利用時間、休館日、使用許可の基準等、管理の基準を再設定する。

(2) 指定期間

指定期間は5年を標準期間とする。ただし、施設の性格、サービス提供の安定性等の観点から標準期間より長期の期間を設定することも可能とするが、この場合であっても10年を限度とする。

(3) 利用料金制の導入

指定管理者のインセンティブの発揮等の観点から、積極的に利用料金制を導入する。

(4) 指定管理者と県の責任分担

指定管理者と県の主な責任分担は次表のとおりとする。

項目	内 容		指定管理者	県
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増			
	著しい場合			
金利変動	金利変動に伴う経費の増			
	著しい場合			
法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす変更			
税制度の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす変更			
施設周辺住民 及び施設利用 者への対応	施設の管理運営に対する住民及び施設利用 者からの反対や要望への対応			
	上記以外			
不可抗力	不可抗力（地震、落雷、暴風雨、洪水、戦 争、テロ、暴動その他県及び指定管理者の 責めに帰すことのできない事由（第三者の 行為も含む））の発生に起因する施設、設 備の修復による経費の増加及び業務履行 不能			
施設、設備の 維持管理	修 繕 (機能等維持)	小規模な修繕		
		上記以外		
	整備・改修 (資産増加)	指定管理者が希望する場合		
		上記以外		
備品の維持管 理	修繕			
	更新	指定管理者が希望する場合		
		上記以外		
	新規購入	指定管理者が希望する場合		
上記以外				
政治、行政上 の理由による 事業の変更	政治、行政上の理由から、施設の管理運営 の継続に支障が生じた場合、又は業務の内 容の変更を余儀なくされた場合の経費の増			
利用者や第三 者への賠償	指定管理者としての注意義務を怠った場合			
	上記以外			
保険の付保	施設火災保険			
	施設賠償責任保険			
	自動車保険			
事業終了時の 費用	指定管理業務が終了した場合、又は指定期 間中途において指定取消を受けた場合にお ける撤収費用			

指定管理者が施設・設備の改修を行った場合、指定管理者は当該資産に関する所有権を放棄、または現状復帰する。

指定管理者が購入した備品については、原則として指定管理者に帰属する。

(5) 委託料

委託料は基本的に精算しない。ただし、利用料金収入の大幅な増減、物価変動に伴う大幅な費用の増減等があった場合は、変更の協議も可能とする。

利用料金制を導入した施設で、施設利用料のみで管理運営が可能な施設については、委託料なしとすること、または利益の一部を県に納付することを義務づけることも可能とする。

(6) 自主事業の実施

指定管理者は、施設の設置目的に合致し、かつ、管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により事業を実施できる。

(7) 設置管理条例の改正

指定管理者更新に伴い、設置管理条例の改正が必要な場合は、選定年度の前年度までに所要の改正を行う。

3 指定管理者の公募

(1) 選定の原則

指定管理者の選定は、特別の事情がある場合を除き、公募により行う。

(2) 応募者の資格要件

県内に主たる事務所を置く民間事業者、出資法人等の法人その他の団体とする。

(3) 選定の方法

指定管理者の選定は、良質なサービスの提供が効果的、効率的かつ安定的に行われるよう、管理運営コストだけでなく、サービスの内容及び経営基盤等を総合的に評価する総合評価公募型プロポーザル方式とする。

(4) 公募方法

指定管理者の公募は施設ごとに、指定管理者が行う業務の範囲や管理の基準、指定期間、応募者の資格、選定基準（審査基準を含む）、選定方法等を記載した募集要項を提示して行う。また、提案価格（委託料）算出のための参考資料として、過去の委託料実績額、施設修繕実績額等も公表する。

(5) 募集期間

参入の機会を広く確保する観点から、募集期間は2ヶ月程度とする。

(6) 広報

公募に当たっては、ホームページ、広報誌など幅広い広報手段を活用する。

(7) 情報提供

応募者に施設等に関する情報を提供するため、業務説明会及び現地見学会を開催する。また、応募者からの質問についても、回答をホームページへ掲載し、公表する。

4 指定管理者の選定

(1) 指定管理者選定委員会の設置

応募者の提案審査を行うため、部局ごとに指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。選定委員会は委員5名で組織し、選定手続きの透明性、公平性を確保するため、3名以上は外部有識者とする。

(2) 審査

提案審査は、提案価格、提案内容等を総合的に評価して行う。

選定委員会における審査に際しては、あらかじめ選定委員会の意見を聴いて審査基準（審査項目、配点等）を作成し、募集要項等で公表する。

(3) 選定

知事、教育委員会等は、選定委員会における審査結果を踏まえ、指定管理者を選定する。

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果については、審査後速やかに応募者全員に通知するとともに、応募状況及び審査結果（応募者名、提案価格、審査点数、選考理由等）についてプレス発表、ホームページ等で広く公表する。

(5) 仮協定書の締結

選定後、指定管理者と管理運営の細目について協議を行い、協議内容を仮協定書として締結する。この場合、必要に応じ指定管理者の提案に対し、提案の趣旨を変更しない範囲内において修正を求めることができる。

上記の協議が整わない場合は、選定委員会で次点となった応募団体を指定管理者として協議を行うことができる。

5 指定管理者の指定

(1) 指定の議決

指定管理者の指定は、地方自治法第244条の2第6項に基づき、次の事項について議会の議決を経て行う。

- ・ 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
- ・ 指定管理者となる団体の名称
- ・ 指定期間

(2) 債務負担行為の議決

指定管理者の指定に当たっては、複数年度にわたり県が施設の維持管理経費を負担することとなるため、地方自治法第 2 1 4 条に基づき、債務負担行為の議決を経ることとする。

(3) 議案の提案時期

指定管理者の指定の議案及び債務負担行為の提案時期は、県民への周知及び移行準備のための期間を考慮して決定する。

第 3 指定後の手続き

指定の議決後は、委託料の額や支払い方法、業務の範囲や管理の基準に関する細目、個人情報の取り扱い等について、指定管理者と協定を締結する。

第 4 その他

1 施設の管理運営状況の把握、指導

指定管理者による管理運営が、適正かつ安定的に提供されるよう事業報告書の提出、その他の定期報告、利用者の満足度調査の実施、及び業務状況の聴取等を通じ管理運営状況を把握し、必要な場合は指導等を行う。

2 個人情報の保護及び情報公開の推進

(1) 個人情報の保護

指定管理者が施設の管理を通じて取得した個人情報については、山梨県指定管理者の個人情報の保護に関する要綱（平成 1 7 年 3 月 2 8 日制定）に基づき、適正な取り扱いを行う。

(2) 情報公開の推進

指定管理者が施設の管理を通じて取り扱う文書については、山梨県指定管理者の情報公開に関する要綱（平成 1 7 年 3 月 2 8 日制定）に基づき、情報公開を行う。

3 管理業務が継続困難となった場合の措置

指定管理者の責めに帰すべき事由により、管理業務の継続が困難となった場合には、業務の改善勧告を行い、改善策の実施を求める。

不可抗力その他指定管理者の責めに帰すことのできない事由により、管理業務の継続が困難となった場合には、継続の可否について協議する。

4 指定の取消し等

次のような場合に該当するときは、指定管理者の指定を取消し、又は管理

業務の一部の停止等を命じる。

- ・ 協定書で定める報告書等を提出しない場合
- ・ 法令、条例、規則、協定に基づく指示に従わない場合
- ・ 改善を指定期間内に実施しない場合
- ・ 法令、条例、規則、協定に違反した場合
- ・ 経営状況の悪化等により管理運営業務を継続することができない場合
- ・ 組織的な違法行為により著しく社会的信用を損なう等管理運営業務を行わせることが社会通念上不適当な場合 等

第5 事務手続きに関するガイドラインの設定

更新に当たり施設間、部局間で事務手続きに差が生じないように、事務手続きに関する詳細な事項をガイドラインとして定め、原則として全庁統一的に更新手続きを行う。

指定管理者に指定取消があった場合の手続き

第1 指定管理者再募集の決定

指定管理者に指定取消があった場合は、直ちに指定管理者の再選定、あるいは直営による管理への移行等施設のあり方、管理運営のあり方を検討・決定する。

第2 指定管理者再選定、指定等の手続き

指定管理者の再選定、指定以下の手続きについては、上記 - 第2（指定管理者更新の手続き）以下に準じ行う。

直営施設及び新設施設に指定管理者制度を導入する場合の手続き

第1 指定管理者移行の決定

直営施設については、公共施設評価（別制度により実施する同種の評価を含む）等を機会に、当該施設のあり方、管理運営のあり方について再検討を行い、指定管理者移行の是非を決定する。

新設施設については、基本計画策定時等において、施設の内容、財政負担額と事業効果等の観点から、管理運営のあり方について検討を行い、指定管理者移行の是非を決定する。

第2 指定管理者選定の手続き

1 設置管理条例の改正（制定）

指定管理者選定年度の前年度までに、次の事項を設置管理条例に規定する。

- ・ 指定管理者に施設の管理を行わせる根拠規定
- ・ 指定管理者に行わせる業務の範囲
- ・ 指定管理者が行う管理の基準
- ・ 指定管理者の指定の手続
- ・ 指定管理者の選定基準

2 指定管理者選定、指定等の手続き

指定管理者の選定、指定以下の手続きについては、上記 - 第2（指定管理者更新の手続き）以下に準じ行う。